

株式会社ヒロセ 一般事業主行動計画（第一期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

<対策>

- 令和3年4月1日～ 従業員や管理職へアンケート調査による実態把握・社内委員会での検討開始
- 令和3年10月1日～管理職を対象とした研修の実施・社内報・イントラネット等による周知・啓発の実施

目標2：年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

- 令和3年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年10月1日～年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年4月1日～ パンフレット作成、社内報・イントラネット等による従業員への周知・従業員向け説明会開催・相談員・管理職の研修の実施